

【特定非営利活動法人歯科ネットワーク岡山から世界へ 会員規約】

第1条 総則

1. この法人は、特定非営利活動法人歯科ネットワーク岡山から世界へ（以下「DNOW」という。）と称し、運営はDNOWが行うものとする。
2. DNOWの目的は、DNOW定款（以下「定款」という）で定める事項とする。

第2条 会員種別

この法人の会員は、次の8種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

1. 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人のうち総会議決権を有する者
2. 歯科医師会員
この法人の目的に賛同して入会した歯科医師
3. 一般会員
この法人の目的に賛同して入会した個人
4. 学生会員
この法人の目的に賛同して入会した学生
5. 法人会員
この法人の目的に賛同して入会した法人
6. サポーター会員
この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体
7. 特別会員
この法人の事業に賛助するため顧問として入会した個人及び団体
8. 活動参加会員
この法人の目的に賛同して活動した個人

第3条 入会

1. 会員の入会については特に条件を定めない。
2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第4条 入会金及び会費

1. 会員は、毎年当該会費を納入するものとする。
2. 会員は、入会時に入会金と当該年度の会費を納入するものとする。

3. 会費および入会金は、定款に基づき、【別表1】のとおりとする。
4. ただし、特別会員はこの限りではない。
5. 活動に参加した個人は入会金を免除されるものとする。
6. 年会費は入会成立日より当該年度終了までの会費をいう。

第5条 会員の資格の喪失

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
3. 継続して1年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。

第6条 退会

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第7条 除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この定款等に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第8条 拠出金品の不返還

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第9条 規約の変更

1. 会員規約条文において、理事会の決定及び承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとする。
2. DNOWは、会員規約条文の変更・改正・削除を行った場合は、ホームページ等で通知しなければならない。

第10条 免責事項

1. 会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、生じた如何なる不利益について、DNOWに対して損害賠償等を一切申立てることはできない。
2. 会員が定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によってDNOWが損害を受けた場合、当該会員は、DNOWが受けた損害をDNOWに賠償するものとする。
3. 会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続される。

第11条 会員間の紛争

会員間相互に生じた紛争において、DNOWには一切の責務は無いものとする。

会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において、解決するものとし、DNOWは一切関知しない。

第12条 管轄裁判所

会員規約及びDNOWが行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は事務局所在地の管轄する裁判所とする。

第13条 解釈の疑義

本規約について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約に記載のない事項については、会員とDNOWの間で協議の上、円満かつ迅速に解決するものとする。

第14条 準拠法

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとする。

附則

本会員規約は2010年8月28日より実施する。

【別表1】

会員種別	金額（円）		
① 正会員	入会金	30,000	年会費 10,000
② 歯科医師会員	入会金	15,000	年会費 5,000
③ 一般会員	入会金	15,000	年会費 5,000
④ 学生会員	入会金	5,000	年会費 3,000
⑤ 法人会員	入会金	50,000	年会費 12,000
⑥ サポーター会員	入会金	2,000	賛助費(一口)1,000
⑦ 活動参加会員	入会金	0	年会費 3,000

2010年8月28日制定

2013年4月1日改定

2013年4月1日改定

2014年4月1日改定

2017年1月1日改定

特定非営利活動法人歯科ネットワーク岡山から世界へ
理事長 村木 利彦